

非自発的に離職された方への軽減措置をご存知ですか？

平成21年3月31日以降に、勤め先の都合(事業不振による人員整理・倒産等)を理由に離職された方について、保険料額及び高額療養費等の自己負担限度額が軽減される場合があります。

■ 対象となる方

平成21年3月31日以降に離職し、その際に交付された雇用保険受給資格者証の離職理由(数字2桁)が下記の表のいずれかである。

※ 離職日時時点で65歳以上の方は対象となりません。

コード	離職理由(記載されている箇所は裏面を参照してください)
11	解雇(12, 50以外)
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職(31, 32以外)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

■ 軽減措置の内容

1 国民健康保険料

離職日の翌日の属する月から翌年度3月分まで、該当する方の給与所得を30/100とみなして国民健康保険料を決定します。

2 国民健康保険でかかった医療費の自己負担限度額

離職日の翌日の属する月の翌月から翌々年度7月までの間、該当する方の給与所得を30/100とみなして国民健康保険の高額療養費等の自己負担限度額を決定します。

例) 離職した日が平成22年4月10日であるとき

→ 保険料は平成22年4月分から平成24年3月分まで、自己負担限度額については、平成22年5月分から平成24年7月分まで、給与所得を30/100として決定します。

※1 離職日が平成22年3月31日以前であっても軽減措置が適用されるのは平成22年4月分以降です。

※2 軽減措置を適用しても、国民健康保険料や自己負担限度額が変わらない場合もあります。

※3 小児医療証やひとり親福祉医療証の所得制限判定において使用する所得は軽減されません。

■ 手続きに必要なもの

軽減措置が適用されるためには、届出が必要です。次のものをご用意いただき、お住まいの区の区役所保険年金課保険係までお越しください。

- ・ 該当される方の雇用保険受給資格者証(※)
※ 原本をお持ちください。離職票や退職証明書では受付できません。
- ・ 保険証、額決定通知書などの被保険者証番号がわかる書類
(これから国民健康保険に加入する方は不要です)
- ・ 認め印



- ◆ 災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免を受けられる場合があります。◆
- ◆ 詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課保険係にご相談ください。◆

「離職理由」 ( で囲んである箇所) をご確認ください

平成 22 年 2 月 21 日以前に交付された方はこちら

(第 1 面)

雇用保険受給資格者証

① 支給番号		② 氏名		③ 被保険者番号	
④ 性別	⑤ 年齢	⑥ 生年月日	⑦ 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)	⑧ 求職番号	⑨ 認定日
8. 住所又は居所					
⑪ 求職申込年月日	⑫ 資格取得年月日	⑬ 離職年月日	理由	⑭ 受給期間満了年月日	⑮ 基本手当日額
⑯ 離職時賃金日額	⑰ 60 歳到達時賃金日額	⑱ 所定給付日数	⑲ 特殊表示(災、一括、順相、市町村)		

(以下省略)

平成 22 年 2 月 22 日以降に交付された方はこちら

(第 1 面)

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由			
13. 60 歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額		

(以下省略)